

平成20年4月からの 後期高齢者医療制度について！

シリーズ **問い合わせ先** 保険年金課 高齢者医療・年金グループ ☎40-5558
後期高齢者医療制度の加入者について

後期高齢者医療制度とは
 75歳以上のすべての方が加入することになる医療制度です(65歳以上で、一定の障害のある方も含みます)。
 平成20年3月31日までは、国民健康保険や、社会保険(政府管掌や各健康保険組合) 共済組合など、それぞれ違う医療保険制度に加入しています。平成20年4月からは、75歳以上の方は、だれもが「後期高齢者医療制度」の対象となります(65歳以上で、一定の障害がある方も含みます)。それまで加入していた医療保険からは、平成20年3月31日をもって、離脱することになります。
 医療機関での窓口負担の割合は、今までの老人保健制度と変わりません。
 この制度の対象者、1人ひとりが保険料を納めることとなります。
 保険料は、原則として年金から天引きされます。
 この制度の運営は、都道府県ごとに設立された「後期高齢者医療広域連合」が行います。
 また、保険料の納付、各種申請の受付については、お住まいの市・町が行います



年金相談の受付時間が変更になります。

**国民年金
だより**

問い合わせ先
 保険年金課 ☎40-5558

この度の年金記録をめぐる問題については、大変ご心配をおかけしておりますことに心よりお詫び申し上げます。社会保険庁では、国民の皆様の年金記録確認に的確に対応するため、今年12月から、基礎年金番号に統合されていない「5000万件」の年金記録についての名寄せや、結びつくと思われる記録についてのお知らせ「ねんきん特別便」を行うこととしており、次のような準備を進めていくこととしております。

- 新設の3社会保険事務所(青梅、越谷、市川)に係るデータベースづくり
- 年金事務センターである三鷹センターと三田センターの統合に伴う接続試験
- 「ねんきん特別便」により通知した記録を収録し、お問い合わせに対応するためのデータベースづくり等

このため、社会保険庁が皆様のご相談に応じるときに用いますオンラインシステムも一部手直しが必要になります。

国民の皆様にはご不便をおかけしますが、これからの作業が整うまでの間は相談時間を次のように元の時間に戻させていただきます。なお、「ねんきんあんしんダイヤル(☎0120-657830)」は、これまでどおり24時間対応しています。

お客様には、しばらくの間ご不便をおかけしますが、ご理解くださいますようお願いいたします。

来訪・電話相談の受付時間 (9月22日から)	平 日		土・日・祝
	月曜日	8:30~19:00	第2土曜日 9:30~16:00
	火~金曜日	8:30~17:15	

国民年金保険料納付相談窓口開設のご案内

栃木社会保険事務所職員が出張して、国民年金保険料の領収及び相談を行います。

日 時 11月27日(火)・28日(水) 午前10時~午後5時

場 所 【27日】国分寺公民館 第1研修室 【28日】南河内公民館 会議室